

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 10 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(帯広市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 帯広市職員定数条例（昭和27年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「臨時又は非常勤の」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項に掲げる」に改める。

第 2 条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) 産前産後休暇者及び育児休業者

第 2 条第 3 項中「育児休業をし」の次に「、又は現に産前産後休暇期間であって、同期間に引き続いて育児休業をしようとし」を、「復職し」の次に「、又は復帰し」を加える。

(帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 2 条 帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「地方公務員法」の次に「第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び同法」を加える。

(帯広市職員給与条例の一部改正)

第 3 条 帯広市職員給与条例（昭和28年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員（」の次に「法第22条の 2 第 1 項の規定による職員を除く。」を加える。

第 5 条の 4 の見出しを「(再任用職員等の給料)」に改め、同条第 2 項中「前項の規定による給料月額」を「その者に適用される給料表の再任用職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改める。

第 5 条の 5 の見出しを「(任期付職員等の給料)」に改め、同条第 1 項中「帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「育児休業法第 6 条第 1 項及び帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に、「任期付職員の部」を「再任用職員以外の職員の部」に改め、「応じた額」の次に「(同表の任期付職員の上限の部に掲げる額の範囲内

に限る。)」を加え、同条第2項中「任期付職員の部」を「再任用職員以外の職員の部」に改め、「応じた額」の次に「(同表の任期付職員の上限の部に掲げる額の範囲内に限る。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 法第22条の3の規定による職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員以外の職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(同表の任期付職員の上限の部に掲げる額の範囲内に限る。)とする。

第30条の4中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第11条の規定は、育児休業法第6条第1項第2号及び法第22条の3の規定による職員には適用しない。

第34条を削り、第35条を第34条とする。

別表第1職員の区分の項中「職員の区分」を「職員等の区分」に改め、同表再任用職員及び任期付職員以外の職員の項中「及び任期付職員」を削り、同表中

任期付職員	
-------	--

「

161,300	200,900
---------	---------

」を「

任期付職員 の上限		215,900	216,500
--------------	--	---------	---------

」に改める。

(帯広市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部改正)

第4条 帯広市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準等に関する条例(昭和44年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「者及び」を「者並びに」に改め、「(昭和25年法律第261号)」の次に「第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法」を加える。

第3条中「職員が勤務を欠いたとき」を「職員(会計年度任用職員を除く。)が勤務を欠いたとき」に改める。

第4条第1項中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(帯広市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 帯広市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条第1項中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(帯広市職員退職手当支給条例の一部改正)

第6条 帯広市職員退職手当支給条例(昭和60年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第10条第3項中「(給与条例の適用を受ける職員に限る。以下この項において同じ。)」を削る。

第11条中「掲げる者で引き続き職員となった者」を「掲げる者」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して6月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2 第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(帯広市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第7条 帯広市報酬及び費用弁償条例(昭和28年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「定める者」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

(帯広市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第8条 帯広市職員の勤務時間等に関する条例(昭和26年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

9 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務等の内容に従い、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分未満の範囲内で、任命権者が定める。

10 パートタイム会計年度任用職員については、第5項から第7項までの規定中「育児短時間勤務職員等」を「パートタイム会計年度任用職員」に、「育児短時間勤務等の内容」を「パートタイム会計年度任用職員の勤務等の内容」に読み替えて適用する。

第4条の2第1項中「第2条第6項から第8項」の次に「(同条第10項により読み替えて適用した場合を含む。)」を加える。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第11条 第2条及び第4条の2に定めるほか、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間等については、第3条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

(会計年度任用職員の休暇)

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 前項に定めるほか、会計年度任用職員の休暇については、第5条から第9条までの規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

附則に次の1項を加える。

(経過措置)

3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間における会計年度任用職員の休暇については、施行日の前日に非常勤職員に適用されていた休暇制度を基準として規則で別に定める。

(帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第9条 帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和26年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、

同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第8条第2項中「給料」の次に「及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される帯広市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される帯広市職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（公益的法人等への帯広市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第11条 公益的法人等への帯広市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（帯広市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第12条 帯広市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに臨時的任用職員」を削る。

（帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第13条 帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「要するもの及び」を「要するもの並びに」に改め、「（昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項に掲げる職員及び同法」を加える。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第19条の2を第19条とする。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第20条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料並びに通勤手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 第5条、第5条の2、第6条の2、第8条、第13条及び第13条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料並びに通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

4 第5条、第5条の2、第6条の2、第8条、第11条、第13条、第13条の2及び第14条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中帯広市職員定数条例第2条第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入等に伴い、関係する条例について所要の整備をするため、本条例を制定しようとするものである。